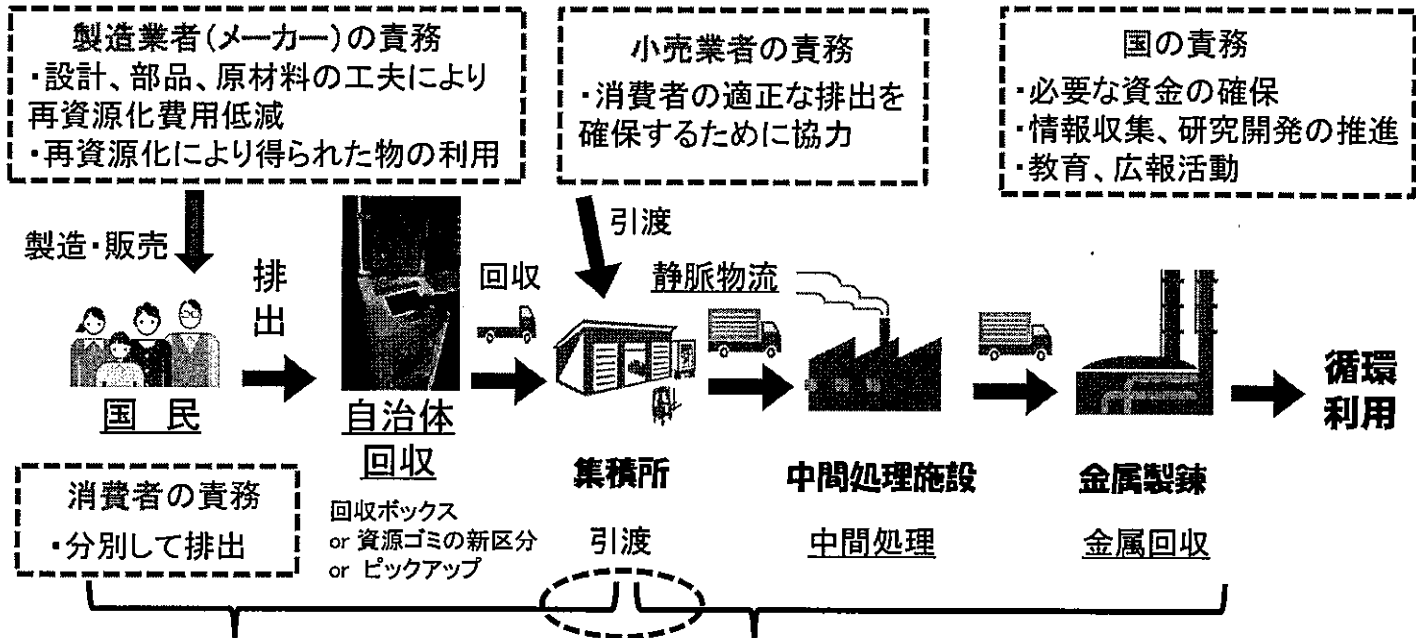


# 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

**【制度概要】**  
 市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なりサイクルを行うことを約束した者(リサイクルをしようとする者で構成される)を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じる制度。

**【対象品目】**  
 一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

**【基本方針】**  
 環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表  
 (内容)基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項 等



**製造業者(メーカー)の責務**

- ・設計、部品、原材料の工夫により再資源化費用低減
- ・再資源化により得られた物の利用

**小売業者の責務**

- ・消費者の適正な排出を確保するために協力

**国の責務**

- ・必要な資金の確保
- ・情報収集、研究開発の推進
- ・教育、広報活動

**消費者の責務**

- ・分別して排出

**市町村の責務**

- ・分別して収集
- ・認定事業者への引渡し

※各市町村の特性に合わせて回収方法を選択

**認定事業者**

- ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする。
- ・収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。

**国**

- ・再資源化事業計画の認定
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
- ・認定の取消し

